

東かがわ市告示第85号

東かがわ市ひきこもり支援プラットフォーム設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年5月1日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市ひきこもり支援プラットフォーム設置要綱の一部を改正する告示

東かがわ市ひきこもり支援プラットフォーム設置要綱（令和6年東かがわ市告示第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）																				
<table><tr><th>関係機関名</th></tr><tr><td>福祉課</td></tr><tr><td>こども家庭課</td></tr><tr><td>地域創生課</td></tr><tr><td>長寿保健課</td></tr><tr><td>教育総務課</td></tr><tr><td>生涯学習課</td></tr><tr><td>東かがわ市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>東讃保健福祉事務所</td></tr><tr><td>香川県ひきこもり地域支援センター</td></tr><tr><td>香川県障害福祉課</td></tr></table>	関係機関名	福祉課	こども家庭課	地域創生課	長寿保健課	教育総務課	生涯学習課	東かがわ市社会福祉協議会	東讃保健福祉事務所	香川県ひきこもり地域支援センター	香川県障害福祉課	<table><tr><th>関係機関名</th></tr><tr><td>福祉課</td></tr><tr><td>こども家庭課</td></tr><tr><td>地域創生課</td></tr><tr><td>長寿保健課</td></tr><tr><td>東かがわ市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>東讃保健福祉事務所</td></tr><tr><td>香川県ひきこもり地域支援センター</td></tr><tr><td>香川県障害福祉課</td></tr></table>	関係機関名	福祉課	こども家庭課	地域創生課	長寿保健課	東かがわ市社会福祉協議会	東讃保健福祉事務所	香川県ひきこもり地域支援センター	香川県障害福祉課
関係機関名																					
福祉課																					
こども家庭課																					
地域創生課																					
長寿保健課																					
教育総務課																					
生涯学習課																					
東かがわ市社会福祉協議会																					
東讃保健福祉事務所																					
香川県ひきこもり地域支援センター																					
香川県障害福祉課																					
関係機関名																					
福祉課																					
こども家庭課																					
地域創生課																					
長寿保健課																					
東かがわ市社会福祉協議会																					
東讃保健福祉事務所																					
香川県ひきこもり地域支援センター																					
香川県障害福祉課																					

附 則

この告示は、令和7年5月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。